



特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター 21  
Asian Community Center 21



あなたの社会貢献の思いを  
日本とアジアの人々の平和と幸せのために

— 「遺贈・相続財産によるご寄付」のご案内 —



特定非営利活動法人 アジア・コミュニティ・センター 21  
(認定 NPO 法人)

# ごあいさつ



**伊藤道雄** アジア・コミュニティ・センター21（ACC21）代表理事

公益信託アジア・コミュニティ・トラスト初代事務局長を務めた後、(特活)国際協力NGOセンター(現在正会員約100団体)を1987年に仲間と創設し、2003年まで常務理事(現在顧問)。05年にACC21を創設。ほか、アジア農地改革・農村開発NGO連合副理事長、外務省「ODA総合戦略会議」委員等を歴任。現在(公財)公益法人協会評議員。カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)行政学修士、立教大学特任教授、教授(03~15年)。

令和の時代に入り、私たちは元号に込められたような、国内外で心を寄せ合う、調和ある平和な社会、そして「個人」の価値を大切にする社会を目指しています。

一方、国と国との関係は、いつも前に向いて発展しているわけではありません。大戦を2度経験した先人たちは、再び戦争を起こしたくないとの願いから、国際連合など世界が協力する仕組みをつくってきました。ところが今なお、限定的ながら国家間の戦争は続き、「自国第一主義」の考えが広がり、戦後築かれてきた国際協調は危ういものとなっています。

そうした中、世界では民間人による国際協調・協力の輪が着実に広がり、他者への思いやり、ボランティア精神、公共心、社会正義心を基礎に置く非営利の活動団体が数多く設立されました。それらの団体は、一般にNGOやNPOと呼ばれます。規模は概して小さいものの、人々が抱える問題にきめ細かく、ときには国境を超えて、迅速かつ柔軟に取り組んでいます。そして必要に応じ、政府の役割を補い、また政府への率直な批判・提言を行います。

アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)は、そのように社会が大きく変容してきた中で、2005年3月に誕生しました。その目標は、歴史的、文化的、経済的に深いつながりがあり、私たちが多くの恩恵を受けてきたアジア諸国の人々との「助け合いの輪」を広げることです。これらの国は、近年、目覚ましい経済発展を遂げていますが、その果実を手にするのはまだ一部の人に限られ、大多数の人々は「貧困」の中での生活を余儀なくされています。そして日本がかつて戦争により多大な被害をもたらした国々が含まれています。戦後75年を経た今も、これらの国々特に日本に最も近い韓国と中国と一緒に歴史認識を巡って衝突を繰り返し、そのたびに、人々は相手国への反発や偏見を強めています。とりわけ、韓国とは近年、戦後の処理問題を巡り政治的な対立が深まっています。

ACC21は、本文で紹介する1979年誕生の日本初の募金型「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)」の事務局を長年担い、これまで日本の数多くの寄付者の方々と、寄付金の受け手となるアジアの団体や住民との橋渡しの仕事をしてきました。私たちが、アジア各国の地域社会の人々との信頼のきずなを築き上げることができた所以でもあります。

皆さまの「志」を受けて、日本と周りのアジアの人々との「助け合い」のコミュニティづくりをさらに前へ進め、人々が平和で幸せを実現できる社会づくりに貢献してまいります。

# 目次

アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)が取り組む6つの事業	2
ご寄付の方法① 遺贈(遺言によるご寄付)	4
ご寄付の方法② 相続財産のご寄付	8
ご寄付の方法③ お香典・お花料によるご寄付	10
ご寄付者の声、受益者の声	12
私たちACC21に、安心してお任せください	13

## 特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)とは

ACC21は、2005年3月に設立された、国際協力に取り組む非営利の民間団体です。歴史、文化、経済等において日本と深いつながりを持つアジアの国々で、共に生き、平和で公正な社会をつくるためのさまざまな活動をしています。

ACC21はあなたの寄付を大切にお預かりし、アジアの人々の発展と平和のために役立てます。

ACC21は東京都より「認定特定非営利活動法人」(通称:認定NPO法人)として認定を受けております。そのため、ACC21へのご寄付は税制上の優遇措置の対象となります。

### 理事

**有川 凜** (一財)RINDA foundation JAPAN 代表理事

**伊藤 道雄** (特活)国際協力NGOセンター顧問  
(公財)公益法人協会評議員

**清水 恒子** (有)CD-BOX 取締役

**小松 誠悦** (特活)アジア車いす交流センター副理事長  
(公財)渋沢栄一記念財団前常務理事

**長畠 誠** (一社)あいあいネット 代表理事  
明治大学専門職大学院ガバナンス研究科 教授

**鈴木 真里** ACC21副代表理事、事務局長

**湯本 浩之** 宇都宮大学 留学生・国際交流センター 教授  
(特活)開発教育協会 代表理事

**浜田 忠久** (特活)市民コンピュータコミュニケーション研究会  
代表理事

### 監事

**秋尾 晃正** (公財)民際センター 理事長

**鈴木 英子** 鈴木英子税理士事務所 所長

### アドバイザー

**太田 達男** (公財)公益法人協会 会長

# アジア・コミュニティ・センター21(ACC21)が取り組む6つの事業

## 1 「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)」の事務局活動



ACC21は設立以来、日本初の募金型「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)」(1979年発足)の事務局を担っています。ACC21の職員がアジア各国を訪問し、現地の民間非営利団体や住民組織を回り、各団体が貧困削減のために取り組む事業のニーズや実現可能性を確認しています。各団体が実施する事業へACTからの助成が決定した後は、実施中の事業をACC21がモニター、評価し、寄付者の方々に結果をご報告します。**ACTの活動を支えるACC21の職員は、途上国の人々との協力活動に豊富な経験を持っています。**



公益信託アジア・コミュニティ・トラスト(ACT)とは

1979年に日本初の「募金型公益信託」として設立されたACTは、日本の個人や法人の皆様の寄付金(信託金)をもとに、アジア16カ国・地域で活動する290以上の現地の民間非営利団体(NGO)等が実施する草の根事業778件、総額8億8,670万円を超える助成を行っています(2020年3月末現在)。貧困削減や格差是正を目的とした、成果の期待できる活動を発掘し援助することによって、現地の人々が取り組む自国の課題解決や社会の変革を支援しています。

ACT受託者：三井住友信託銀行(受託者代表)、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行

## 2 ストリートチルドレンへの支援



家族が極度の貧困のため、路上の片隅での生活を余儀なくされた子どもたちを、ストリートチルドレンと呼びます。ストリートチルドレンは、フィリピンの首都マニラだけでも5万～7.5万人いるといわれています。

ACC21はフィリピンのパートナー団体「チャイルドホープ」と協働し、**ストリートチルドレンが人間としての尊厳を取り戻し、社会の有用な一員となるよう支援しています**。子どもたちが金銭管理の方法や職業技術を身に付ける機会を提供し、就職支援や彼らが小さなビジネスを始める応援もしています。

## 3 女性の支援



アジアには男性と比べて女性の地位が低い国がたくさんあります。そのような国では多くの女性が家事、家族の世話、農作業など重労働を強いられている上、暴力や一方的な別居・離婚で母子家庭になるケースが後を絶ちません。

女性が家庭や地域社会で男性と平等な関係を築く社会を実現するため、ACC21はスリランカの「ウバ・ウェラッサ女性団体」と共に、女性780人の収入向上と法的支援を行っています。収入向上では、ピーナツや有機農産物の加工・市場開拓を通して地場産業化をすすめるための人材育成を行っています(2017～19年度)。

女性組織のリーダーたち  
(スリランカ・ウバ州モナラガラ県)

## 4 日本企業とアジアの草の根団体との橋渡し



インドネシアでパナソニック社製の独立型ソーラー発電システム(左)と電気を活用し、栄養補助食品を製造するようす(右)

ACC21が持つアジア各国の草の根で活動する現地の民間非営利団体や住民組織との広いネットワークを活かし、貧困地域の開発に関心を持つ日本企業の参加を得て連携事業を推進しています。2017年からパナソニック(株)とインドネシアのディアン・デサ財団と3者間でパートナーシップ契約を結び、西カリマンタンの無電化／半電化地域に太陽光発電による電力を供給し、生産的な生計活動モデルをつくる事業を行っています。フィリピンでは、同国最大のマイクロファイナンス機関「CARD MRI」と協力し、日本の中小企業とフィリピンの「草の根起業家」との連携をサポートしています。

## 5 アジアの今を伝える活動



中央大学への講師の派遣(2019年5月、提供：中央大学)

日本に暮らす人たちが、アジアの人々の現状、特に支援を必要とする人々の暮らしや課題などについて知ることができるように、イベントやセミナー、シンポジウムを開催するほか、大学の講義や外部のセミナーへの講師の派遣を行っています。

またメールマガジンやニュースレターなどを通じ、最新情報を発信しています。2020年度からは、インターネットを活用し、日本の若者がアジアの若者と共に学ぶ“オンライン講座”を開講します。

## 6 國際協力に携わる人材の育成



「アジア社会起業家育成塾」のフィリピン研修のようす

ACC21は、アジアを舞台に貧困で苦しむ人々への支援活動や自然環境の保護等に取り組む人を育てるために、過去10年間「アジア社会起業家育成塾」を運営していました。塾生66名(女性34名、男性32名)からは、東日本大震災の女性被災者の自立支援を行う団体を立ち上げ、国際交流を進める人、ミャンマーで社会的企業を立ち上げ、貧困家庭を支援する活動を始めた人などが生まれています。

2019年末からは、日本と韓国との新たな関係構築をめざす若い世代の育成支援に10年計画で取り組んでいます。

ACC21は、上記のような事業の経験を基に、あなたのお気持ちと大切な財産をお預かりし、支援先の人々と緊密に連携し、結果を出します。その結果を寄付者の方、そして社会に報告いたします。ご寄付の使い道は、あなたが関心を寄せられる上記事業の中からご指定いただけます。またはACC21にお任せいただくこともできます。一度ご相談ください。私どもからご指定の場所にお伺いします。

ACC21についての詳細は、ウェブサイト(<http://acc21.org/>)をご覧ください。

# ご寄付の方法① 遺贈（遺言によるご寄付）

遺贈（いぞう）とは、遺言によって特定の人や団体に財産を無償で与えることをいいます。

遺言書を作ることで、生前に自らの意思で寄付先を選べるというメリットがあります。

ACC21に遺贈される場合、ご寄付の金額に対して相続税が免除されるため、残されたご遺族のご負担を軽減することができます。

## ● 遺贈によるご寄付の流れ

### 1 遺言書の作成

- 法的に有効な「遺言書」\*を作成します。
- 遺言書の中で、遺贈先として「特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21（住所：東京都文京区本駒込二丁目12番13号アジア文化会館内）」と明記します。
- 遺言書の中で、遺言書の内容を実現する「遺言執行者」を指定します。弁護士や税理士、信託会社などを指定することができます。



**廣野 良吉 氏**

成蹊大学名誉教授。国際連合経済社会理事会（ECOSOC）開発政策委員会議長を務めたほか、アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）等の国際機関で活躍した国際開発問題の専門家。

### 遺贈を通して共に歩みませんか

“国際社会が採択し、2016年に始まった「持続可能な開発目標（SDGs）」の第一の目標が「貧困撲滅」です。ACC21は早くから貧困層の自立化・能力開発・協働に注目し、信託方式を通じて市民社会組織を支援するアジア・コミュニティ・トラスト（ACT）の事務局を務め、大きな役割を果してきました。さらに、「アジア社会起業家育成塾」を通して、わが国の若者がアジアの貧困撲滅や子どもの教育活動に参加・従事する機会を提供しています。同塾で得た彼らの体験や知見は、今後の国際協力で真価を発揮するだけでなく、わが国の貧困問題や福祉問題の解決にも大きく寄与するでしょう。皆さまの善意に基づく遺贈を通じてACC21と一緒に歩みませんか。”

### 2 遺言の執行

- ご逝去の知らせを受け、遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行います。



**アントン・スジャルウォ 氏**

コミュニティの人々の収入や生活の質の向上に取り組むインドネシアのNGO「ディアン・デサ財団」創設者・ディレクター。“アジアのノーベル賞”といわれるラモン・マグサイサイ賞を受賞。

### 3 事業の実施とご報告

- ACC21は、遺言書に記載された内容に沿ってご寄付を活用し、事業を行います。
- ACC21は、ご遺族様に対して、ご寄付の使途とその成果について、年次報告書および決算書でご報告いたします。個別のご報告についての相談もお受けします。

### アジアの架け橋の役割を

“2030年までの実現をめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成のためには、国籍や宗教、イデオロギーの違いを超えて人々が協働することが重要な鍵となります。ACC21が果たしている重要な役割の一つは、日本とアジアの人々を結び付け、仲介することです。インドネシアではカリマンタン島の電気の届かない遠隔の農村地域で、私たちとACC21とパナソニック（株）の三者が協働し、太陽光発電力を利用した地場産業の育成に取り組んでいます。SDGsの達成に向けて、ACC21には今後も国際的な架け橋、提携団体としての役割を続けていただきたいと強く願っています。”

\* 遺言書については6ページをご覧ください。

## ● 遺言書の種類と特色

遺言書の方式は、主に「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公証役場にて、2名以上の証人の立会いの下、遺言者が公証人<sup>*1</sup>に遺言内容を口述します。</li> <li>●公証人は遺言の内容を文章にまとめ、遺言者・証人・公証人が署名・押印をします。</li> <li>●遺言書の原本は公証役場で保管されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言者が遺言内容の全文、氏名、日付を自筆し、押印をします（実印をおすすめします）。</li> <li>●遺言者の死後、家庭裁判所による検認の手続きが義務付けられています（法務局で保管されていた遺言書については検認が不要です<sup>*2</sup>）。</li> </ul>
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公証人が関与するため、遺言書の作成が形式の不備によって法的に無効になることを防げます。</li> <li>●書いた遺言について、偽造や紛失のおそれや、隠されたり書き換えられたりする心配がありません。</li> <li>●家庭裁判所による検認の手続きが不要なため、遺言の執行を速やかに行うことができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分一人で遺言書を書くことができます。書き直しも一人でできます。</li> <li>●遺言書の作成に費用がかかりません。</li> </ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2名以上の証人が必要です（公証役場で証人を紹介してもらうことができます）。</li> <li>●公正証書作成の手数料がかかります（公正証書遺言を書き換えるときも同じです）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言書の書式の不備や不明瞭な内容などを理由に、トラブルが発生したり、遺言自体が無効となる恐れがあります。</li> <li>●偽造や紛失の恐れや、隠されたり書き換えられたりする可能性があります。</li> </ul>

\*1 公証人とは、公証人法に基づき、法務大臣が任命する公務員で、裁判官や検察官、弁護士などを長年務めた人の中から選ばれます。全国各地の公証役場で遺言書を含む公正証書の作成などを行っています。

\*2 家庭裁判所が遺言書の存在および内容を確認するために調査すること。

## 遺贈をしていただく際には、次の事項にご注意ください。

- ◆ 遺贈先に「特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター 21（住所：東京都文京区本駒込二丁目 12 番 13 号 アジア文化会館内）」と明記してください。
- ◆ ACC21が行う特定の事業へのご寄付を希望される場合は、遺言書を作成する前にACC21までご相談ください。事前のご相談なく遺言が執行されたとき、指定された事業がすでに終了していた場合は、ACC21の類似の事業のために使用させていただくことがございます。あなたのお気持ちを確実に実行するために、事前にご相談をさせていただきますようお願いいたします。
- ◆ 遺贈の金額を決められる際には、遺留分にご注意ください。遺留分制度とは、一定の相続人に対して、最低限の遺産取得を保証する制度です。くわしくは弁護士などの専門家にご相談ください。
- ◆ 現金のほか、株式などの有価証券、賃貸マンションの賃貸料をご寄付いただくこともできます。土地や建物のご寄付については、後に ACC21 が売却することをご了承ください。くわしくは ACC21 までご相談ください。

## ACC21への遺贈は、税制上の優遇措置の対象となります

ACC21は東京都より「認定特定非営利活動法人」（通称：認定NPO法人）として認定を受けております。そのため、相続や遺贈によって取得した財産をACC21に寄付された場合、その財産は、相続税の課税対象となりません。

## ご寄付の方法② 相続財産のご寄付

相続財産のご寄付を通じ、故人のご遺志と相続された方のお気持ちが、アジアの発展と平和に役立つようお手伝いをさせてください。

### ● 相続財産のご寄付の流れ

#### 1 相続の開始

- 故人のご逝去とともに、相続が始まります。
- 相続人を確定します。

#### 2 ご寄付についてのご検討

- 遺産分割協議を行い、寄付について話し合います。
- ACC21ではご遺族様の想いをお聞きして、ご寄付の活用方法についてご相談をお受けします。お気軽にご連絡ください。
- 弁護士や税理士などの専門家の助言が必要な場合は、ACC21が提携する、ほがらか信託株式会社\*を通じて、信頼できる専門家をご紹介します。

#### 3 ACC21へのご寄付

- ACC21に寄付されると、ACC21より「寄付金受領証明書」を発行いたします。
- 「寄付金受領証明書」を添付の上、相続税の申告を行いますと、寄付した額についての相続税が非課税となります。

#### 4 事業の実施とご報告

- ACC21は、あらかじめ定めた使途に沿ってご寄付を活用し、事業を行います。
- ACC21は、ご寄付の使途とその成果について、年次報告書および決算書でご報告いたします。個別のご報告についてのご相談もお受けします。

\* ほがらか信託株式会社の概要説明については 13 ページをご覧ください。

相続財産のご寄付をしていただく際には、ご寄付の使い道を 2 ~ 3 ページにご紹介した 6 つの事業の中からいずれかを指定されることもできますし、ACC21にお任せいただくこともできます。くわしくは ACC21 までご相談ください。

### ACC21への相続財産のご寄付は、税制上の優遇措置の対象となります

- ◆ ACC21は東京都より「認定特定非営利活動法人」（通称：認定 NPO 法人）として認定を受けております。そのため、相続税の申告期限内（相続開始を知った日の翌日から 10 カ月以内）にご寄付いただくと、ご寄付いただいた相続財産（現金）には相続税が課税されません。さらに、寄付された方（相続人）ご自身のその年の所得税および住民税の寄付金控除の対象にもなります（住民票記載の住所が東京都内にある場合）。
- ◆ 不動産や有価証券など現金以外の資産を相続し、相続税の申告期限内に現物寄付として ACC21 にこれらを寄付された場合、時価評価額については相続税が非課税となります。不動産や有価証券などを寄付される場合は、事前に税理士などの専門家にご相談ください。
- ◆ 相続税の控除を受けるためには、相続税の申告時に ACC21 が発行する「寄付金受領証明書」を添付する必要があります。
- ◆ 遺産の総額や相続人の人数などによって相続税の計算は異なります。トラブルを避けるためにも、税理士などの専門家に相談されることをおすすめします。

## ご寄付の方法③ お香典・お花料によるご寄付

ご葬儀などでいただいたお香典やお花料を ACC21 にご寄付いただくことで、ご葬儀に参列された方々と故人の社会貢献への思いを分かち合っていただくことができます。

ACC21 にお香典・お花料をご寄付いただいた場合は、会葬者にお送りする「お礼状」をご用意いたします。文中の表現は、ご要望に応じて変更いたします。

### ● お香典・お花料によるご寄付の流れ

#### 1 ACC21へのご寄付

- ACC21 の活動全般または特定の事業\* を指定してご寄付いただくことができます。ACC21 までお気軽にご相談ください。
- ACC21 に寄付されると、ACC21 より「寄付金受領証明書」を発行いたします。

#### 2 お礼状の作成と送付

- ご遺族様とご相談の上、ACC21 にてお礼状を作成し、はがき大の紙に両面印刷いたします。
- ご遺族の代表者様に、お礼状を必要部数お送りします。



お礼状イメージ

#### 3 事業の実施とご報告

- ご遺族様のご希望に沿ってご寄付を活用し、事業を行います。
- ご寄付の使途とその成果について、年次報告書および決算書でご報告いたします。個別のご報告についてのご相談もお受けいたします。

\*特定の事業については 2 ~ 3 ページをご覧ください。

## ACC21 へのお香典・ お花料によるご寄付は、 税制上の優遇措置の対象となります

ACC21 は東京都より「認定特定非営利活動法人」(通称：認定 NPO 法人)として認定を受けております。そのため、ACC21 へのお香典・お花料によるご寄付は、寄付された方(ご遺族様)ご自身のその年の所得税および住民税\*の寄付金控除の対象になります。

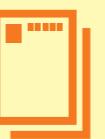
\*住民票記載の住所が東京都内にある場合

### ACC21の「すっきり寄付」

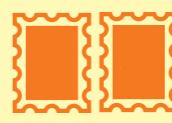
寄付をきっかけに  
物を減らして  
気分もすっきり！



ACC21は、ご自宅に眠っている「書き損じはがき」や「使用済み切手」などを集めて換金し、アジアの子どもたちや女性の支援に役立てています。お亡くなりになった方の遺品の中に次のものがありましたら、ACC21 まで送っていただければ幸いです。



書き損じ・未使用はがき



未使用切手・使用済み切手



外国通貨



プリペイドカード



トレーディングカード



商品券・株主優待券

## ご寄付者の声



光安 久美子さん

福岡県出身。2010年に初めてフィリピンを訪れ、団体を立ち上げて子どもの支援を始める。ACC21の「路上で暮らす若者の自立支援プロジェクト」に対し、累計500万円を寄付（2020年3月末現在）。

### お一人様族の終活提案

“還暦を迎えて現役を引退し、第二の人生をボランティア活動に注ごうと思ったころから、「終活」や「エンディングノート」という言葉を意識するようになりました。32年間の銀座のクラブのママとしての生活を終えた私は、結婚もせず子どももいません。自身の行く末を考えた時、身内や周囲の人に迷惑が掛からないよう、行政書士の意見を参考に、ACC21など社会に貢献している団体への寄付をするため、正式な遺言書を書くことにしました。人生を振り返って、親不孝をし、社会に役に立たずに来てしまった身のせめてもの罪償いとして、最良の選択ではと思っています。”

## 受益者の声



エマニュエル・ファビアン・メディナさん

22歳。継母からの暴力をきっかけに9歳で家出し、フィリピン・マニラの路上で暮らす。ACC21が現地のパートナー団体チャイルドホープと実施している自立支援プロジェクトに参加。

ACC21支援プロジェクトの修了式に参加するエマニュエルさん（左から2人目）

### 路上生活から理容師に

“幼いころ家を出て、路上で寝泊まりしながら物乞いをしたり、ゴミ箱から食べ物をあさったりしてなんとか生きてきました。屋台から食べ物をくすぐったこともあります。そんな過酷な生活が3年くらい続きましたが、チャイルドホープとACC21の「路上で暮らす若者のための自立支援プロジェクト」に参加して、マッサージと理容の技術を身に付けることができました。僕は今、自分に責任を持って生きています。支援者の皆さんに心より感謝しています。ストリートチルドレンが自立し、社会に貢献できるようになるため、このプロジェクトが続くことを願っています。”

### 私たち ACC21に、安心してお任せください

ACC21は、アジアでの豊富な経験・知識と、地域の草の根の民間非営利団体や住民組織との緊密なネットワークを築いています。このネットワークを生かし、これまでにフィリピン、インドネシア、カンボジア、ベトナム、インド、ミャンマー、スリランカなどの団体と連携し、貧困に苦しむ人々や子どもの教育への支援、社会的性差別を受ける女性への支援、環境にやさしい持続可能な農業の推進などに取り組んでまいりました。各地域の団体との連携があることで、ACC21は現地の人々の要請に応え、資金を有効に使い、多くの成果を出すことができます。そして、「信頼」という社会資本をアジアの人々から得られるのです。

ACC21は、税理士と民間団体の有識者（監事）による年1回の監査を受け、認定NPO法人として透明性の高い財務・資金管理を行っています。皆さまからいただいたご寄付の使途とその成果については、年次報告書および決算書にてご報告しております。

### ご寄付について、専門家の助言を受けることができます



### ほがらか信託株式会社

ACC21は、ほがらか信託株式会社（関東財務局長（信3）第8号）と提携しています。

ACC21への遺贈・相続財産によるご寄付についてのご相談は、ほがらか信託の専門家が受け付けています。ほがらか信託の専門家に相談される際は、初回の30分間は無料で相談することができます。

「遺贈や相続財産の寄付は難しそう」「手続きが面倒なのでは」とお考えの皆さま、ぜひお気軽にご相談ください。専門知識や手続きが必要になる場合は、必要に応じて、ほがらか信託の専門家を紹介いたします。私たちは、ほがらか信託と緊密な連携の下、皆さまのご相談にお応えしてまいります。

ほがらか信託株式会社のウェブサイト <http://www.hogaraka-trust.co.jp/>

### お問い合わせ先

特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター21  
〒113-8642 東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館1F  
TEL: 03-3945-2615 (平日 10:00 ~ 18:00) FAX: 03-3945-2692  
Email: [kifu@acc21.org](mailto:kifu@acc21.org) URL: <http://acc21.org/>